

第 78 号議案

豊川市部設置条例及び豊川市支所設置条例の一部改正について

豊川市部設置条例及び豊川市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 1 月 27 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市部設置条例及び豊川市支所設置条例の一部を改正する条例

(豊川市部設置条例の一部改正)

第 1 条 豊川市部設置条例（昭和 53 年豊川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「健康福祉部」を「福祉部
子ども健康部」に改める。

第 2 条の表企画部の項に次の 1 号を加える。

(6) 防災に関する事項

第 2 条の表健康福祉部の項中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同項第 4 号を削り、同項の次に次のように加える。

子ども健康部

(1) 子育て支援に関する事項

(2) 保育に関する事項

(3) 保健に関する事項

(豊川市支所設置条例の一部改正)

第 2 条 豊川市支所設置条例（平成 17 年豊川市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「豊川市一宮総合支所」を「豊川市一宮支所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(豊川市手数料条例の一部改正)

2 豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「健康福祉部関係」を「福祉部関係」に改める。

理 由

この案を提出するのは、行政運営の適正な執行を図るため必要があるからである。